

随意契約理由

令和7年(2025年)10月31日

契約担当課名	デジタル戦略課
発注担当課名	デジタル戦略課
契約名称	豊中市行政系コア系ネットワークにおける無線LAN機器追加設置委託（第一庁舎・第二庁舎）
契約内容	豊中市行政系コア系ネットワークにおける無線LAN機器追加設置委託（第一庁舎・第二庁舎）業務
契約締結日 及び契約期間	令和7年9月30日 令和7年9月30日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 （所在地・名称）	大阪府大阪市北区大深町3番1号 ユニアデックス株式会社 関西支店
契約金額	3,484,140円
随意契約理由	（地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当） 今回行う契約は豊中市にて稼働中の行政系コア系ネットワークの無線環境（以下、「無線環境」とする）への機器追加設置である。 豊中市の無線環境はユニアデックス株式会社関西支店が構築を行ったもので、他の事業者環境に環境設計・構築をさせた場合、トラブルが生じた場合の責任が不明確になるなど既存の無線環境と密接不可分であり、導入済のシステムの安定使用及び品質の確保に著しい支障が生じる恐れがあるため、随意契約を行うもの。